

令和6年4月12日

「令和6年度練馬区デジタル化体験事業委託プロポーザル」
質問に対する回答について

番号	質問事項	回答
1	ポケットWi-Fiについては、貸出を希望する事業者のみへの貸出しで問題ございませんか。	希望者のみへの貸出を可としますが、希望しない事業者の通信環境(セキュリティの設定、通信量の上限等)の確認は必ず実施してください。 また、体験事業申込書において、損害賠償に係る項目対象としてください。
2	当事業について、商店街のデジタル化推進との関係性をご教示ください。	本事業は、区内事業者のデジタル化導入の促進に重きを置いているため、商店街のデジタル化推進に特化した関係性はございません。
3	メインターゲットとなる事業者像(規模、業種等)がございましたらご教示ください。	デジタル化に前向きでありながら、パソコン等に詳しい人材がおらず、デジタル化が進まない事業者をメインターゲットとしています。
4	3か月のPC貸与期間中、ソフトの利用可能期間は各30日間でも問題ございませんか。	本事業は、デジタル化の利便性を体験し、デジタル化導入の促進を図るものです。主旨に沿った短期の試行は可としますが、申込者と丁寧な協議を行ったうえでソフトの利用期間を決定してください。
5	「様式3 受託実績申告書」について、自治体との受託実績という理解でお間違いございませんか。	間違いございません。